

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年10月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800058号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800045号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和46年1月16日から昭和45年11月16日に訂正し、昭和45年11月及び同年12月の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

昭和45年11月16日から昭和46年1月16日までの訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和45年11月16日から昭和46年1月16日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和45年11月15日から昭和45年11月16日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年11月15日から昭和46年1月16日まで

私は、昭和38年3月にC社(現在は、D社)に入社し、平成16年*月に定年退職するまで、継続して勤務していたが、請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録がない。出向先の事業所に勤務していたことは間違いないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

D社から提出された従業員名簿及びE企業年金基金から提出された加入者台帳より、請求者は請求期間において、同社の関連会社であるB社及びA社に継続して勤務し(昭和45年11月16日にB社からA社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和46年1月16日から昭和45年11月16日に訂正し、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和45年11月15日から同年11月16

日に訂正することが必要である。

また、昭和 45 年 11 月及び同年 12 月の標準報酬月額については、請求者の A 社における昭和 46 年 1 月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社及び A 社の後継事業所である F 社は、昭和 45 年 11 月 16 日から昭和 46 年 1 月 16 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800050号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800046号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和50年4月から昭和53年4月まで

私は、昭和50年4月から昭和53年4月までBビルB1にあったA社が経営する店舗「C」で調理師として勤務していたが、当時の厚生年金保険の被保険者記録がない。勤務していたことは間違いないので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、昭和50年4月からA社が経営する店舗「C」に勤務していた旨主張しているところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年7月1日であることが確認できる。

また、A社の事業主は、請求期間において、同社は厚生年金保険に加入しておらず、当時の事務担当者は既に退職しており、関連資料を保管していないため、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答及び陳述している。

さらに、請求期間において、請求者に係る雇用保険の被保険者記録がない上、請求者は、給与明細書等を所持しておらず、同僚等の名前を記憶していないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800054号

厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1800002号

第1 結論

昭和32年3月29日から昭和34年7月30日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和16年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年3月29日から昭和34年7月30日まで

A社(現在は、B社)C工場を退職する際に、総務の担当者より、書類に記入して送付すれば、7,000円ほどがもらえる旨の説明を受けたが、そのままにしており、昭和38年頃にお金が必要となった際に、D社会保険事務所(当時)に書類を送付したところ、何も返事がなく、脱退手当金を受け取っていない。

また、テレビで総理大臣が年金を支払っていない人に支払うと言っていたので、請求期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、脱退手当金裁定請求書と考えられる書類を昭和38年頃にD社会保険事務所に送付したが、その後、返事がなく、脱退手当金を受給していないこと及びテレビで総理大臣の年金に関する発言があったことを理由として、請求期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと主張し、訂正請求を行っている。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間に係る脱退手当金は、請求者が書類を送付したとする昭和38年頃より前の昭和34年11月27日に支給決定されており、その支給決定年月日はA社C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日から約4か月後であるとともに、請求者の同社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、請求期間の脱退手当金支給額4,050円は計算上の誤りがなく、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者の請求期間後の厚生年金保険被保険者期間に係る記号番号は、請求期間に係る記号番号とは別番号となっており、脱退手当金を受給したために記

号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに請求期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。